

公立大学法人宮城認定看護師スクール運営規程

平成23年10月26日

規程第116号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人宮城大学定款第27条第3号に規定に基づき、社団法人宮城県看護協会（以下「協会」という。）から認定看護師養成事業として受託する宮城認定看護師スクール（以下「スクール」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(基本事項)

第2条 スクールの運営は、協会から受ける委託金によって行う。

2 前項の委託金の財務及び会計は、公立大学法人宮城大学会計規程（規程第76号）ほか法人の定めるところにより執行する。

3 スクールの運営に関する重要事項は、理事会の議を経て決定するものとする。

(スクールの所在地)

第3条 スクールは、宮城大学大和キャンパスに置く。

(組織)

第4条 スクールに、次の各号の教職員を置く。

- 一 スクール長 1名
- 二 スクール専任教員 2名
- 三 スクール兼任教員 スクール長が必要と認める数
- 四 事務職員 スクール長が必要と認める数

2 スクール長は、理事長が協会と協議し、宮城大学看護学部教授の中から任命する。

3 スクール長の任期は1年以内とし、再任を妨げない。

4 スクール専任教員は、法人が任用する職員とし、理事会において選考し、理事長が任命する。

5 スクール専任教員の任期は1年以内とし、再任を妨げない。

6 スクール専任教員の雇用条件は別に定める。

7 スクール兼任教員には宮城大学看護学部教員のほか、スクール長が必要と認める者を当てることができる。

(スクール長の職務)

第5条 スクール長は、必要に応じて協会及び理事長と協議しスクールを運営する。

2 スクール長は、委託金の適切かつ効果的な執行に努める。

3 スクール長は、スクールの運営に関して、定期的に協会及び理事長に報告する。

(運営委員会)

第6条 スクールの運営に関する重要事項を審議するため、スクール運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会の構成、運営方法及び審議事項等は、スクール長が別に定める。

(事務局)

第7条 スクールに関する事務を処理するため、宮城大学事務部内に事務局を置く。

第1編組織運営 宮城認定看護師スクール運営規程

(分野及び受入定員)

第8条 認定看護分野及び受入定員は次のとおりとする。

分野名	定員
皮膚・排泄ケア	20名

(教育期間)

第9条 スクールは、4月1日から翌年の3月31日の間に開講する。

2 教育期間は7か月とし、入学及び修了の時期は、運営委員会の議を経て、スクール長が定める。

(休業日)

第10条 スクールの授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次の各号のとおりとする。

- 一 日曜日及び土曜日
 - 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - 三 あらかじめ定める夏季休業日及び冬季休業日
- 2 前項の規定にかかわらず、スクール長が必要と認めるときは、臨時に休業日を設け、又は休業日であっても授業を行うことができる。

(授業科目及び時間数)

第11条 スクールの授業科目及び授業時間数は、別表のとおりとする。

2 前項の授業科目の履修の方法その他必要な事項は、スクール長が別に定める。

(入学資格)

第12条 スクールに入学できる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- 一 日本国の保健師、助産師又は看護師のいずれかの免許を有する者
 - 二 保健師、助産師又は看護師の資格取得後、通算5年以上の実務研修（経験）を有する者
 - 三 次に定める実務経験を有する者
 - イ 外科系領域及びストーマケアを常時行う病棟、外来、又は在宅ケア領域での看護実績を3年以上有する者
 - ロ ストーマ造設患者の看護を1例以上、及び創傷又は失禁ケア領域の看護を4例以上担当した実績を有する者
- 2 スクールに入学できる者は、現在、創傷ケア、ストーマケア、又は失禁ケアを常時行う病棟、外来、又は在宅ケア領域で勤務していることが望ましい。

(出願手続)

第13条 スクールへの入学を志願する者は、別に定める期日までに入学願書に入学者選抜手数料を添えて、スクール長に提出しなければならない。

(選考及び合格者の決定)

第14条 スクール長は、前条のスクールへの入学を志願する者に対し、スクール長が別に定めるところにより選考を行い、運営委員会の議を経て合格者を決定する。

(入学の許可及び手続き)

第1編組織運営 宮城認定看護師スクール運営規程

第15条 スクール長は、前条の合格者に対し入学を許可する。

- 2 前項の規定により入学の許可を受けた者は、別に定めるところにより、誓約書、保証書その他の書類をスクール長に提出するとともに、入学金を納入しなければならない。
- 3 スクール長は、前項の入学の手続きを完了しない者については、入学の許可を取り消すものとする。

(課程修了の認定)

第16条 スクール長は、第11条第1項に規定するすべての必修授業科目を修得し、修了試験に合格した者に対し、運営委員会の議を経て修了を認定するものとする。

- 2 スクール長は、修了の認定を受けた者に対し、修了証書を授与する。

(退学)

第17条 病気その他やむを得ない事由により退学をしようとする研修生は、スクール長の許可を受けなければならない。

(除籍及び懲戒)

第18条 スクール長は、授業料の納入を怠り、督促してもなお納入しない研修生については、運営委員会の議を経て除籍する。

- 2 スクール長は、研修生が次の各号のいずれかに該当するときは、運営委員会の議を経て、訓告又は退学の懲戒を行うものとする。
 - 一 法令及び本学規則規程等に違反した者
 - 二 試験等において不正をした者
 - 三 スクールの秩序を乱し、その他研修生としての本分に反した者

(宮城大学内の施設の利用)

第19条 研修生は、別に定めるところにより大学内の施設を利用することができる。

(委任)

第20条 この規程に定めるもののほか、スクールの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 前項の規定に関わらず、平成24年度スクール入学に係る研修生の募集手続その他必要な準備行為は、この規程の施行の日前において行うことができることとする。
- 3 前項に規定する研修生の募集手続その他必要な準備行為を行うスクールの教職員及び運営委員会の組織は、公立大学法人宮城大学宮城認定看護師スクール設置規程（規程第106号）に規定するスクール長及び運営委員会をもって充てる。

附 則 (H27.3.25 第94回理事会)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

第 1 編組織運営 宮城認定看護師スクール運営規程

別表（第 1 1 条関係）

共通科目	105 + (45 *)	専門基礎科目	60	専門科目	225	学内演習および実習	240
<必須>		1.皮膚のアセスメントとケア	30	[皮膚・排泄ケア概論]		1.学内演習	60
1.看護管理	15	2.精神面のアセスメントとケア	15	1.皮膚・排泄ケア概論	15	2.臨地実習	180
2.リーダーシップ	15	3.栄養のアセスメントと管理	15	[排泄管理]			
3.文献検索・文献講読	15			2.排便機能に破綻をきたす			
4.情報管理	15			病態の理解と評価	30		
5.看護倫理	15			3.排尿機能に破綻をきたす			
6.指導	15			病態の理解と評価	30		
7.相談	15			4.ストーマケア	30		
<選択>				5.排泄ケア	30		
8.対人関係	(15) *			[創傷管理]			
9.臨床薬理学	(15) *			6.創傷の病態と治療	30		
10.医療安全管理	(15) *			7.創傷アセスメントと管理	60		
総時間数 630 時間 + (*45 時間)							

* 選択科目